



古代日本の奴隷制説について批判し、私見を述ぶ： 諸家の近業をよみて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石沢, 澈 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000553

古代日本の奴隸制説について批判し、私見を述ぶ

—諸家の近業をよみて—

石 沢 澈

北海道学芸大学旭川分校史学研究室

Toru ISHIZAWA : A Critical View on The Slavery
Theory of Ancient Japan.

目 次

序 問題の提起	3. 奈良、平安時代の律令制下の社会構成
1. 大化改新前の古代社会について	4. 結び、私見を述ぶ
2. 大化改新と班田農民の性格	

序 説

日本の古代社会が、奴隸制経済社会であると主張するひとびとの間に、ことに奴隸制の下限の問題について、はなはだしい意見の不一致がおこっている。その原因は、奴隸制なる概念の濫用や拡大解釈をするために生じているようにおもわれる。そのために、マルキシズム史家の間に、日本の古代社会についてのみでなく、他の国の歴史についても、奴隸制の下限について、はなはだしい意見の相違がおこっている¹⁾。中国の奴隸制についてだけでも、郭沫若氏は、殷末周初は奴隸生産が最高度に発達した時期であり、紀元前二・三世紀の戦国時代になると、中国の各国の社会は完全に奴隸制から脱皮したといつている。しかるに前田直典氏や西嶋定生氏らの見解では、十世紀の唐末まで奴隸制社会がつづいたという。日本史の場合でも、松本新八郎氏らは²⁾、南北朝の内乱をもつて、奴隸制の下限であるとしているのに対して、安良城盛昭氏は太閤検地までは、奴隸制生産方法が支配的な生産方法であったとしている³⁾。林屋辰三郎氏のごときが、大化改新を奴隸制の崩壊期としているのと比すれば、はなはだしい相違である。西洋史の場合でも、松本新八郎氏は八世紀までを奴隸制とし⁴⁾ 椽川一朗氏は十三世紀まで奴隸制が存在したという⁵⁾。これらのことを考えるとき、奴隸制なる用語の濫用や定義の仕方に不明確なところがあるために、混乱を来しているのといわざるをえない。

いまわが古代社会を、大化改新前の時代、大化改新時代、大化改新後の時代と大別して、古代日本の奴隸制を主張する諸史家が、それぞれの時代について、どのような意味で、奴隸制と考えているかを検討し、あわせて筆者の見解を述べようとおもう。

一、大化改新前の古代社会について

林屋辰三郎氏は、「律令制より荘園制へ」なる論文において⁶⁾、大化改新における律令国家の公民を、ただちに奴隸とは断じがたいところから、それは古代国家の解体過程にあらわれた形態であると考え、古代国家の隆盛期は、「だいたい五世紀の倭の五王の後代にあてたいと思う。三世紀半

いらい上向線をたどつた奴隸制国家は、この時において東に西にさらに海北に拡大された版図を保有し、世界最大の前方後円墳を営造しうるまでに発展した。その権力の経済的基礎は、いうまでもなく屯倉（田莊）である。この屯倉の耕作民はふつう田部とよばれ、それは恒常的に屯倉を耕作するいわゆる部民で、労働奴隸制的な意義をもつた農民集団であり、このほかに季節的によく畿内（河内）の族長から郡ごとに出される臨時の徭丁、すなわち鋤丁（クワヨボロ）があつたと考えられている。こうした屯倉という国家的土地所有の形態が、灌漑農業ともなう共同体の存在とふかからみあいつつ、奴隸制的な構造をもつてくることは動かしがたいと思う」と、このような古代＝奴隸制国家が、倭王武，すなわち雄略天皇の頃より朝鮮経営の難行で動揺しはじめ、継体、欽明朝の内乱から、皇統分裂の危局におこまれ、その内乱の克服で一層屯倉の集中をなした欽明朝は、純粋な意味での古代国家の絶頂期であるとする。

林屋氏は、古代奴隸制国家の経済的基礎は、奴隸制的屯倉制にある。この屯倉の耕作民なる田部は、恒常的にも屯倉を耕作する部民で、労働奴隸制的な意味をもつ農民集団である。そのほかに奴隸的な季節労働なる徭丁が存在したとするのである。なお林屋氏は、後漢書の「安帝の永初元年、倭の国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願う」と云う文章を解釈して、ただちに奴隸を献上したのだと解釈しているが、筆者の考では、生口はただちに奴隸とは解しがたいと思うのである。われわれが今日人口というと同じような使用法で、生口なる用語が用いられているのであり、献上したということも、百濟から博士や高僧を、文化使節として派遣する場合でも、わが朝廷に献上したと記されているから、かならずしも奴隸の献上とのみは考えられない。「百濟国主照吉王、牡馬耆正、牝馬耆正を、阿知吉師につけてたてまつりき。亦、横刀と大鏡をとてまつりき。又百濟国に、若し賢人あらばたてまつれとおほせたまう。かれ命をうけてたてまつれる人の名は、和邇吉師即ち論語十卷千字文一卷併せて十一卷を、この人につけてたてまつりき。又手人韓鍛 名は卓素亦呉服西素二人をたてまつりき」（古事記中巻）とある。

さらに筆者は、屯倉、田莊の民がはたして奴隸であるかについて疑問をいだくのである。坂本太郎氏が⁷⁾、屯倉制について、支那において漢代より存する屯田制を採用したものであろう。「因戍營田因田積穀兼兵民之力省飛輓之勞」（冊府元龜卷五〇三、邦計部屯田）とあるが、日本の「屯倉の語は疑もなくこうした制度に本づいて居り、その特に倉字を用いた事によれば、それが転輸の労を省き、不虞の用に備うべき租稲の貯蓄所を意味した」と云つておられるが、日本書紀の宣化紀をみると、「其の築紫・肥・豊・三国の屯倉、散けてとほきとほきとあり、運輸（はこびいたさむこと）遙にへだたれり。もしもちあんとせば、以てにはかに備へがたし、亦宜しく諸郡に課せてくばり移し、那津の国にあつめ建て、以て非常に備へて、永く民の命と為すべし。早く郡県に下して朕が心を知らしめよ」とあるを思い出さしめられる。非常の時に備えて、運輸に便なる所に屯倉を設け、凶年、其の他の非常時に民の救済のために建てられていることがわかる。また所謂屯田の制が北海道開拓史上、重要な役割を果たした屯田兵の制度にも似たものがある、とおもうのであるが、古代日本は、当時、広く魏の文物、制度を採用したのであつて、聖徳太子が定めた官位十二階の順序が徳仁礼信義智の大小十二階となつていることや、とくに勝鬘・維摩・法華の三経を撰んで講ぜられた理由や、飛鳥文化を代表する止利仏師の仏像彫刻が北魏の文化の流れを汲むものであることなどを考え併せるならば、白鳳期の文化とも区別される北魏の文物、制度が北朝鮮を経由して輸入され、わが古代文化に採用されていることを、今日、歴史学の研究成果として認めることができるのである。その意味において、屯倉の制が魏の制度の採用であるとみて間違いない。三国の魏の時代に、辺境守備の屯田制のみでなく、戦乱で逃亡した各地の荒廢地に、民間の屯田制を設置し、人民を移植して、六公四民の課税を課したと云われている。

〔建安元年 196 年〕是歳，用₃棗祇・韓浩等議₃，始₃興屯田₃。

魏書曰，自₃遭₃荒乱₃，率₃乏₃糧穀₃，諸軍竝起，無₃綽歲之計₃，饑則寇略，飽則棄余，瓦解流離，無₃敵自破者不₃可₃勝₃數，……公曰，夫定₃國之術，在₃於疆兵足食₃，秦人以₃急農₃兼₃天下₃，孝武以₃屯田₃定₃西域₃，此先代之良式也，是歳，乃募₃民屯₃田許下₃，得₃穀百万斛₃，於₃是州郡例₃置田官₃，所在積₃穀，征₃伐四方₃，無₃運糧之勞₃，兼₃滅群賊₃，克平₃天下₃，（三国志魏志卷一武帝紀）また魏志卷二十八の鄧艾伝には、

「又以為昔破₃黃巾₃，因為₃屯田₃，積₃穀於許都₃，以制₃四方₃，今三隅已定，事在₃淮南₃，每大軍征舉，運兵過₃半，功費巨億以為₃大役₃，陳蔡之間，上下田良，可₃省₃許昌左右諸稻田₃，并₃水東下₃，令₃淮北屯₃二万人，淮南三万人₃，十二分休，常有₃四千人₃，且田且守₃，水豐常収，三₃倍於西₃，計₃除衆費₃，歳完 五百万斛₃，以為₃軍資₃，六七年間，可₃積₃三千万斛於淮上₃，此則十萬衆五年食也，以₃此乘₃吳，無₃往而不₃克矣，宣王善₃之，事皆施行，正始二年（241年）乃開₃廣漕渠₃。

（氏姓制度も朝鮮に行われていた制度の輸入であるとおもうが、いまここに直接関係ないので省略する。）

上述のような北魏の文物，制度の採用と云う重大な歴史的転換期が，崇神・垂仁朝の頃であつたと筆者は考えている，それは崇神・垂仁紀の古典の研究を通じて，その頃よりいちじるしく政治思想や制度の変化がみられるからである，（詳細については拙著『古代文化史の研究』参照）門脇禎二氏もミヤケの研究で⁸⁾ 屯倉制の設置をほぼ崇神朝期に推定しているようである，日本書紀には垂仁二十七年，「來目の邑に屯倉をたてき」とあり，また景行紀五十七年，「諸國に令して田部の屯倉をたてき」とある，しかも，たとえ中国の古代が奴隸制であつたとしても，郭沫若氏がいうように，中国の奴隸制は戦国時代の初めに完全に脱却している，といっているのであるから，それ以後に発達した支那式屯倉制が奴隸制的なものでないと考えられているのであり，それを模倣し採用したわが国の屯倉制は，まづたく奴隸制的なものではなかつたと断ぜられる，屯倉の田部は，集団移民であつて，皇室直轄地を開墾せしめ，開墾後はその地に居住し，村をなし屯倉をつくり，朝廷は何年間かの免税とともに食料や開墾具を給与し，開墾を了したのち，課税していつたのは，はなはだしく北海道開拓史上の屯田兵制や各府県民の団結移民に似たところがあるようにおもわれる，

つぎにわれわれは，一般的にいって，大化改新前に顕著に発達した当時の生産階級である部民制が，はたして奴隸制であるか否かについて問わねばならない，部民制の歴史的成立過程については竹内理三氏は，強大な氏族が弱い氏族を征服することによつて成立し，被征服氏族の氏人は，征服氏族よりも一段と低い被支配者の地位におかれて，大氏族の政治，経済組織に編入せられ，その位置を与えられてはじめて部となるのである⁹⁾ と述べられているが，この問題は，われわれの有する資料のしめす限りでは，何らこれを実証する資料をもたない，単なる推測にとどまるのである，もつとも神話の時代については，筆者の別個の見解があるが省略せざるを得ない，

今日，明らかにいえることは，この部民制なるものが朝鮮諸國に発達していた，ということ，日本が朝鮮から学ぶところがあつたということは否定出来ない，と云うことである¹⁰⁾，部民制が採用される以前に，すでにトモ（伴）と称する従属関係が存在したとはおもうが，新しい生産制度，文化推進の制度としての部民制は，広く他の文物，制度の輸入とともに，朝鮮から輸入された制度であるとおもわれる，しかも，われわれが日本書紀・続日本紀を素直によむならば，新しい大陸伝来の技術や文化や学問を伝習し，育成し，後世に伝えしめんとして，部民制が戰掌的な意味をもつて大和朝廷の重要な政策として，つぎつぎに随分沢山に制定され來つたものであることを認めるであらう，そのみでなく，同一氏族集団が大きくなつてくれば，分業的，職掌的な部民制のようなも

のが発達していたことは、物部氏が誇る物部の百八十部や、古語拾遺の研究から知られる各地に散在した忌部氏の部民のようなものが、各氏族のなかにも発達していたようにおもわれる。

津田左右吉氏¹¹⁾は、この部民制は、もつぱら朝廷の職掌をしめすもので、広い意味での社会的分業でない、伴造を首長として、朝廷にて一定の職掌を有し、朝廷に隷属して、ある職業に従事するものである。部は朝廷における一定の職掌を有する官制上の名称であるという。しかし津田氏のいうそれは品部と称せられるものであるが、各豪族所属の領有民の間にも、職掌的部民制に準ずる体制が発達していたものと考えざるを得ない。部民制が古代文化と生産の発達、推進に大きな意義をはたしていることを考えるならば、そのことは首肯されるはずである。

それではこの部民なるものは、奴隸であろうか¹²⁾。日本書紀・清寧紀に出てくる伊与来目部小楯のごときは、清寧朝にすでに播磨国司であるが、顕宗朝になると、とくに功勞によつて山部連を賜つて、山守部を率いて朝仕している。「それ前播磨国司来目部小楯、求め迎へて朕を挙げたり、その功茂し、ねがわしからん所は、言すにはばかる所勿れ、小楯うべなひて曰く、山官もとより願う所なり、すなわち山官にまけたまひ、改めて姓を山部連氏と賜ふ、吉備臣を以て副として、山守部を以て民と為す」と、(顕宗紀元年の条)雄略紀七年の条をみると、宦者吉備弓削部虚空のごときは、部民階級でありながら、天皇より直接に召し出され重用されている。後代の資料ではあるが、続日本紀天平十八年五月の条に「常陸国鹿嶋郡中臣部二十烟、占部五烟＝中臣鹿嶋連ノ姓ヲ賜ウ」とある。中臣部・占部なる部民に、中臣鹿嶋連なる貴族階級としての姓を賜っている。またおなじく続日本紀天平二十年七月の条には、「中臣部千稻麻呂＝中臣葛野連ノ姓ヲ賜ウ」とある。この葛野連は、『姓氏録』ではニギハヤヒの命の裔とあつて、中臣氏と同族でないことを主張している。和銅二年六月の条には「筑前国御笠郡大領正七位下、宗形部堅牛ハ益城連ノ姓ヲ賜フ、嶋郡少領従七位上、中臣部加比＝中臣志斐ノ連ノ姓ヲ賜フ」とあるが、中臣部なる加比が中臣志斐連の姓を賜っている。中臣部は一般的にいつて、中臣氏の同族ではなかつたので、中臣志斐連と賜っている。忌部氏は宿禰であつたが、忌物氏の部民で忌部ノ連の姓を賜っているものもある。忌物の祖は太玉命であるのに、ヒワシの命を祖としているのもあるのである。以上の例にあげたように、部民であつて貴族階級なるべき連の姓を賜つたものが、このほかにもあつたであろうと推察される。

これと反対に、履仲紀五年四月の条には、馬飼部の上番者はいれずみせられていたが、この時に廃止したことが記されている。また雄略紀十一年十月の条には「鳥官の禽、菟田人の狗の為にくわれて死ぬ。天皇いかりて、面をきざみて鳥養部と為す」とあり、さらに信濃・武蔵国の直丁らが「今天皇一鳥の故に由りて人の面を黥みたまふ。はなはだ道理無し、悪行の主なり」というのを天皇はきいて、直丁等を鳥養部としたとある。不敬罪が重罪に処せられた明治憲法に比すれば、まだ軽い方かもしれないが、古代に黥の刑に処せられた賤民的な部民や、社会的に卑しめられた陵守や山守部の如きものがあつたこともみとめざるを得ない。

しかし部民の大半が、かくのごとく卑しめられた階級であつたかということ、そうではない。履仲紀に出てくる六年春「始めて蔵職を建て、よりて蔵部を定む」とある蔵部や、雄略紀二年十月の「是の月、史戸、河上舍人部を置く」とある史部や舍人部、或は上番して衛士となり、所謂親衛軍となつた鞠負部のごときは、律令では第四等官に任ぜられているのであるから、下級官人、下級軍人階級であつたと考えられる。つまり今日の公務員階級である。かくのごとくみ来ると、部民階級をもつて、一概に奴隸制的なものとするのは正しくないことがわかる。

綏靖紀に「弓部稚彦をして弓を造り、倭鍛部の天津真浦をしてマカゴの鍬を造り、矢部をして箭を作がしむ」とあり垂仁紀三十九年に設置をみる十の品部をみても、それが職掌的なものであることがわかる。ことに敏達紀に、高麗の使の国書をよむものが、船史の祖王辰爾のみであつたので

天皇は東西の史に詔を降して、汝らが習える業は何の役にもたなかつたではないか、と警告しているのをみても、史部は文を読み習うがための職掌として設置されたものであることがわかる。敏達天皇元年五月の条に「天皇、高麗の表疏（フミ）をとりたまひて、大臣に授けたまふ、諸々の史を召しつどへて読みとかしむ、この時に諸々の史、三日の内に皆読むこと能はず、ここに船史の祖王辰爾ありて、能く読みとき奉れり、これによりて天皇、大臣と俱にほめたまひて曰く、いそしきかな辰爾、汝もし学ぶことをこのまざらましかば、誰か能く読み解かまし、宜しく今より始めて、殿中にはべれ、既にして東、西の諸々の史に詔して曰く、汝等習ふ所の業、何が故にかならざる、汝等おほしと雖も、辰爾にしかず」と。

一般的にいつて、部民制は、職掌的、分業的性格のものであつて、大陸より輸入された新しい技術や学問・文化を伝え、それを後世までも維持し、育成せしめんがために設置されたものであり、或は名代や子代の民のごとく、名を後世に伝えるという意味をもたせて設置されたものであることがわかる¹³⁾。

それゆえに、部民制が一般的にいつて、奴隸制的なものでなかつたことは明らかであつて、むしろ、歴史的には、どうしてわが国の古代には労働奴隸制が発達せず、部民制が発達したか、ということの方が解明されねばならない重要な問題である。

部民制についての私見を述べれば、部民制の日本での源流は、伴（トモ）に溯り得るであろうが伴（トモ）は神武紀に出てくる五部神によつても知られるように、巫女、親政治時代に、すでに存在していたと考えられる。魏志倭人伝によつてもわかるように、巫女政治の下に、一つの行政制度が発達していたのであるから、行政、産業の担当がある程度は、きめられていたであろう。そしてその部署の担当や上・下の行政組織は必ずしも征服関係からのみ成立したのではなく、一部族の中で宗教的権威の下に成立していつたことが考えられる。然るに崇神・垂仁朝の頃に、更に進んだ真の意味の部民制が、他の文物・制度と共に、（魏の文物・制度）輸入され、職掌的な部民制が採用され、農業生産には、屯田制の下に田部がおかれ、屯田には屯倉が設けられた。垂仁紀に部や屯倉の設置が集中的に記載されているのはそのためである。職掌的な部民は、その特殊な技術による生産物を、田部の部民は、農産物を租税として納めた。魏の制度では六公四民だといわれている。それ故に、屯倉の農民は奴隸か農奴かいずれかに決めよと迫られるならば、農奴に近いというべきであろう。郭沫若氏が中国では戦国時代末期に、完全に奴隸制を脱却していると云うのであるから、魏の屯田制は奴隸制でないと考えていることは確かである。この魏の制度を輸入した日本で、中国が奴隸制から屯田制にきたのだからと云つて、その復習をするつもりで溯つて奴隸制を履行したと考えるのもおかしいことである。文化の遅れた種族が、先進国や先進部族の文物や制度を模倣し採用する場合には、歴史の発達段階を無視し、とびこえて開化されてゆくものであることに注意せねばならない。原始共産制から一足飛びに資本主義体制に組入れられると云うことは可能であると云うことである。

当時としては発達したこの部民制も、とくに職掌的な部民制も、大陸文化が更に発達をとげてゆくにもかかわらず、依然として旧態然たるものがあり、その本来の存在の意義を失つてきていたことに注意せねばならない。先にあげた敏達紀に、高麗の国書を、東・西の史部がよむことさえ出来なくなり、おかど違いの船史の祖王辰爾のみがよみえたというに至つは、すでに設置され来つた職掌的な部民制も、文化の進むに伴つて、ものの役にたたなくなつていたことが注目される。そんなところから古くからの帰化人の漢人よりも新来の漢人が歓迎されたのであろう。その上に、各豪族がこの部民を私有して、専らに私腹を肥すのみに至つたということは、当然大化改新を予想せざるをえない事情にまで進んでいたというべきである。

二、大化改新と班田農民の性格

大化改新は、隋唐の制度を採用して、社会的には、半永久的な賤民制を制定した。そのために奴隸的な奴婢なるものが存在したことはたしかである。改新政府は、大化元年八月に、良賤の婚姻について、その別を分ち、或は大室、養老の戸令では唐制によつて、人民の階級を良賤の二種に峻別し、良賤間の通婚を禁じ、その間に生れた男女は、通婚の当時、情を知らなかつたものは、良とするが、さもない限りは、これを賤とし、離婚せしめる規定を設けた。律令制のもとでは、賤民は出生と犯罪没官によつて生じたが、そのほかにも、人身売買によつて賤民とされることは禁ぜられていたにもかかわらず、事実においては、人身売買で賤民となることもおこなわれ、そのため良人が家人、奴婢となることもあつた。

律令制施行以前に、すでに慣習的には、賤民視され、賤民扱されていたものがあつたが、これを制度的に、法制的、身分的に賤民と規定したのは、律令制度であつて、そのために半永久的な賤民階級が生じたと考えられる。そのことは隋唐の戸籍制度の形式主義によるものであつて、かつて我が太古には、セが夫であり、兄をも指すのでもあつたし、イモが妻・妾でもあり、妹を指すのでもあつたし、親が父、祖父、曾祖父、家父長を指すものであつたのを、いちいち戸籍面で区別し、血縁者以外は寄人、奴婢としたのは、進歩した面ではあつたが、良賤の別を半永久的なものにしたのは、かならずしもわが国の習慣に合致するものではなかつた。そのことは、日本の律令制が、内田銀蔵博士の指摘するように、唐制に比して、奴婢についても比較的、均田に当つては均等化の精神をしめしていることによつても知られるのであつて、賤民に対する差別観が徹底的でなかつたことを示している。

続日本紀をみれば、賤民がしばしば解放されて良民とされた多くの例があり、ことに爵を賜つたり、姓を賜つたものもある。天平十六年には天下の馬飼雑戸の人等を免じ「汝等ノ今負フ姓ハ恥トスルモノ故免ス。但シ、免ゼラレシ後ハ、汝等ガ手伎モシ子孫ニ伝習セザレバ、子孫弥々前姓ニ降りテ卑品ニ從ハンコトヲ欲セント、又官ノ奴婢六十人ヲ放シテ良ニ從ハシム」と。人の恥とする馬飼雑戸の人等を免じたが、そのために職を失つて、昔の馬飼雑戸のときを慕うことになりはせぬかを案じているのである。官奴婢六十人の放免は顕著である。

続日本紀を通読して、とくにいちじるしく感ぜられることは、聖武、孝謙、称徳天皇の御代には仏教主義時代で、奴婢で解放されて良となつた多くの例がみられ、あるいは官奴で宿禰・朝臣を賜つたものもあり、元興寺の奴婢（神護景雲元年）薬師寺の奴婢（同年）法隆寺の奴婢（同年）四天王寺の奴婢（同年）智識寺の奴婢（神護景雲三年七月）の多くのものに、爵を賜つている。奴息麻呂には「奴息麻呂ヲ放テ姓殖粟ノ連ノ姓ヲ賜フ。婢、清売ニハ姓忍坂ヲ賜フ」（神護景雲元年）とあり、天平勝宝四年には「官奴鎌取、根足ヲ免ス。鎌取ニ巫部ノ宿禰、根足ニ賀茂ノ朝臣ヲ賜フ」とあり、天平宝字四年には（没官ノ奴、二百卅二人、婢二百七十七人ヲ雄勝ノ柵ニ配ス、並ニ良人ニ從フ」とあるのは、犯罪に問われて奴婢とされしものを、雄勝の柵に配し、良民としたのであろう。そのほか天平宝字八年、紀寺の奴益人等十二人に、姓紀ノ朝臣、真玉女等五十九人に内原ノ直の姓を賜つているが、この例は特殊な場合だといわれているが、一例にはなるであろう。

これに反して、光仁、桓武紀をみると、よくいえば綱紀肅正というか、一度解放された奴婢を旧に復したり、みだれがちであつた良賤の区別を明かにしたり、律令制の階級制に復帰せしめんとしていることが感ぜられる。特例であるといわれているが、宝亀三年「詔シテ、從四位下、紀ノ益人ヲ免ジテ、庶人トナシ姓田後部ヲ賜フ、又去ル宝字八年放免セン紀寺ノ賤七十五人ハ、旧ニ依リ寺ノ奴婢トナス、但シ益人一身者、特ニ良人ニ從フ」とあるように、先に放免されたものを再び賤民に復している。あるいは宝亀三年「常陸国鹿島ノ神賤、百五人、神護景雲元年、制ヲ立テ一処ニ安

置ス、良ト婚姻スルヲ許サズ、是ニ至テ旧ニ依テ居住セシメテ移シ動カサズ」とあるは、神賤をもとの処に拘束し、かつ良人と通婚するを禁じているのである。また宝亀七年には、「出羽国ノ俘囚三百五十人ヲ太宰ノ管内、及ビ讃岐国ニ配ス、其ノ七十人ハ諸司及ビ参議以上ニ班チ賜ヒテ賤トナス」とあるように、俘囚を賤民としている。延暦二年正月、身分による服色の別、貴賤の殊を厳にして旧に復している。「コノゴロ所司寛容ニシテ、曾テ禁制セズ、閭閻肆塵ニ至ルマデ、恣ニ禁色ヲ着テ、既ニ貴賤ノ殊ナク、亦、等差ノ序ヲ欠ケリ、自今以後、宜ク嚴カニ禁断スベシ、モシ違越スルモノアラバ、直ニ常ノ科ヲ以テセヨ」と階級の別、貴賤の序を厳に正さんとしている。

上述のごとく奴婢階級は存在したのであるが、すでに一般にみとめられているように、かかる賤民は僅少であつた。滝川政次郎氏は、賤民は良民の五・六四パーセントである。多くみても全人口の一割位である。それ故に、奴隸は存在したが、それが当時の生産を担当するような奴隸経済時代とはいえないというのである¹⁴⁾。この奴婢階級が当時の生産を担当した階級であると断じがたいのはその絶対数が僅少であつたばかりでなく、『大日本古文書』にのこされた資料をみてもわかるように、その奴婢が意外に老齢なものや、幼少なものが多く、労働奴隸としては、生産担当には充分でないということは、誰にも気がつくところである。たとえば大宝二年十一月の御野国味蜂間郡春部里戸籍のなかの「上政戸国造族加良安」の戸口は五十一であるが、そのなかで奴婢あわせて十三人で、奴婢のはなはだ多い戸口である。その十三人の奴婢のうち正奴（三十才）は一人、正婢（五十七才、五十才、卅八才、卅一才）は四人、少奴（廿、十七才）二人、少婢（十七才）一人、ほかは小奴（十、七、六才）三人、緑奴（三才）小婢（十才）一人である。これは一例にすぎないが、奴婢をもつて生産階級とは断じがたいことがわかる。

そこで渡部義通¹⁵⁾、藤間生大¹⁶⁾、北山茂夫氏¹⁷⁾らは、当時の主たる生産階級たる班田農民そのものを、国有奴隸であるとか、総体的奴隸であるとか定義づけるのである。かかる用語はソ同盟科学院経済学研究所出版の『経済学教科書』にも用いられているところではある。それが奴隸制であるという理由の一つとしては、田租は四分四厘であつて、それほど重くはないが、班田農民の負う庸役、すなわち雑徭制、とくに仕丁の兵役の負担がたえがたく重いので、奴隸制に裏付けられたものと考えざるを得ないとする¹⁸⁾。しかし孝徳紀をみると、仕丁は五十戸毎に一人、そして五十戸を以て、仕丁一人の糧にあてたとあるから、江戸時代の農民が兵役の義務を武士階級に委ねた代りに、その膨大な武士階級の生活を支持させられた負担の大きかつたことや、また近代の徴兵制のもとにおける庶民階級の負担と比較するときに、律令制下の班田農民が、とくに本質的に奴隸制だといわねばならぬ理由があるようにはおもわれない。

さらに藤間生大氏は¹⁸⁾、林屋氏の論文を批判して、古代国家の性格や機能の把握が欠けているとし、コンスタンチーノの『史的唯物論』などの階級闘争史観によつて、律令国家の国家権力そのものが、貴族・豪族が奴隸を共同所有し、支配するための国家権力であると規定し、古代国家は、貴族・豪族階級と奴隸階級の二大階級対立であると把握することによつて、班田農民以下すべてが奴隸である、国有奴隸、総体的奴隸である、とするのである。

この古代国家観、律令国家観がきわめて一面的な解釈にすぎないことは、和辻哲郎氏の「人倫的国家の理想とその伝統」¹⁹⁾なる論文を引用するまでもなく、大化改新の新国家の形成にあつて、改新の中心人物である中大兄皇子や藤原鎌足らが、当時の支配階級の利益を代弁し、その利益を守らんとする勢力であつたというよりも、従来の支配階級の利益を抑え、制限し、口分田制をもつて人民の生活の最低限を保証せんとし、奴婢にも良民の三分の一を保証し、あるいは民衆に控訴の途（鐘匱の制）を開き、あるいは人民の負担を軽からしめんとして斉明天皇の葬儀を薄くし、国司たちには、牧民官の心得を論しているのは、彼ら改新者の精神のなかに、人倫国家の理想があつたこ

とは否定出来ないとおもう。ただ当初の理想も、当時の貴族・豪族の勢力のために、貫徹することが出来なかつたことはまことに遺憾であるが、それをもつて、貴族・豪族の奴隷共有支配のための国家権力の確立であるとするのは、あまりにも人間の行為を曲解する偏見である、といわねばならない。

大化の改新は、文化の進運や生産の向上からいつて、すでに部民制が世襲的となりその本来の用にたえぬものになり、且つ、各豪族の私有化したるによつて、有賀長雄氏もいうように¹⁹⁾、「私権ノ秩序タル族制ト、公権ノ編制タル国家トヲ、全然分離シタルニアル」のであつて、身分と官職を分ち、原則的には、官職は人材登用により新文化の摂取に対応せんとするものであつた。従つて、婦人や庶民の進仕もゆるされたのである。その官職、その職掌は、生産方面に限るのではなく、広く各分野にわたるものであり、大宝律令をみれば、従来、世襲的に技術や智識を伝承してきた部民制を改めて、京師に大学、諸国に国学を設け、大学では経、音、書、算の学を授け、さらに陰陽寮典藥寮、雅楽寮、織部司等にも、それぞれ陰陽学、暦学、医学、薬学、音楽、織物技術等を教授する組織を有していたのである。田部に代るものが班田制であり、田部の部民に代るものが班田農民である。これは貢租の負担の公平化と、国家存立の基礎たる租税制度の確立にあつたのであつて、総体的奴隷制の制度化を目的とするものではない。むしろ、税の公平、均分化を目的とする処から重税より軽減されたものも多いと考えられる。

三、奈良・平安時代の律令制下の社会構成

奈良・平安時代の社会構成の分析は、今日残存する僅少の戸籍・計帳の分析によつておこなわれている。賤民の数が良民に比して僅少であることは一般にみとめられるところで、横山由清氏²⁰⁾は賤民の全人口に対する比を約五パーセントと計算し、竹越与三郎氏²¹⁾は、三・九パーセントとし、滝川政次郎氏²²⁾は、五・六四パーセントとした。その数が僅少であり、かならずしも労働奴隷とはいえないものが多いところから、滝川氏が奴隷制は存したが、奴隷制経済ではないと結論していることは、先に述べたところである。

また林屋氏は²³⁾奈良時代の班田農民の類型を三分類し、豪族的なもの、土豪的なもの、一般的な公民とし、それが氏族社会における社会的位置をしめす君・臣・部の姓によつてしめされている。と指摘している。このことは班田農民にも、いろいろの階層を含んでいることをしめすものであつて、その故に、一律に奴隷制的なものと断定しがたいことをしめしている。

これに対して、藤間生大氏は、「階級社会成立についての研究ノート」なる論文において²⁴⁾、一般農民階級が奴隷制であることを説明するために、家父長的奴隷制とか、家内奴隷制という概念を導入して説明するのである。血縁関係によつて構成されていたクラン・ゲンス的な氏族組織が崩れて、ムラを主体とする親族共同体となり、ムラのなかの各集団は父方の家に住むようになり、この幾組かの単婚家族の集りよりなる大家族となつた。そこで貧富の差を生じ、貧民は同党、寄口から奴婢に没落し、有力な家族構成は戸主と僅かの親族と多くの奴婢からなる大家族となつた。強化されゆく戸主権のもとに、家長と同一血縁者なる家族までが家長に隷属する方向にすすんでゆき、妻妾、寄人、奴婢を含めて家内奴隷より構成されている古代家族制度が成立したというのである²⁵⁾。

石母田正氏が指摘したように²⁶⁾、当時、東大寺に売却された奴婢さえもが、その旧主を親の如く慕つて、逃げ帰つたという例は別としても、古代家族が親と子という言葉で表現されるような家族共同体的な相依、相助的關係、非階級的な關係をもつて結合された家族的共同社会であつたことは否定できない。このことについては藤間氏もヨーロッパでは家父長的奴隷制から労働奴隷へと転化したのに、日本では「共同体の広汎な存在のために、家内奴隷制をつづけることを余儀なくされ

た²⁵⁾』としているごとく、強く家族的共同社会であつたことはみとめねばならない。かかる古代家族を、何故に強いて奴隷制と表現せねばならぬのであるか、その理由がわからない。今日でもある農村社会では、妻は生産と子供の養育に、妻としての一切の任務を背負い、夫は祭りや法事、あるいは部落の所用から宴会に専念する習慣があるが、妻は超奴隷的であるにもかかわらず、妻として主婦としての座の自覚において、家庭を維持しているのであつて、決して奴隷的ではない。家族意識のもとに結合され、相依相助の関係にある。同様の意味において、日本の古代家族が強い家族意識をもつて、相依相助の関係に結合されている事実を直視するとき、ヨーロッパ的観念をもつて、奴隷制的な大家族と表現するのは、全く妥当ではないと考えられる。

大化改新は、進みゆく文化や技術に対応して、人材登用を目的としたにも拘らず、次第に、ふたたび世襲的慣習が強まり、権力の集中化があらわれだし、位田、職田、勅旨田、寺社田が増加し、豪族の庄園の発達が進められ、庶民に班つべき班田は欠乏し、律令体制の班田制は崩壊してゆく。班田制の理想は喪失して、よるべなき庶民は権力ある豪族や土豪に依附してゆく。その中で、強く古代家族意識が復活してくる。戸籍面では寄口や奴婢であつても、地方豪族に依附してその家族の一員とされて生活の安定を保つてゆくものがふえてくる。それが何らの労働力ともなり得ないような年少の奴婢や老齢の奴婢を家族構成の中に多くふくめている理由であり、律令制度や政治力の弱体化と共に、この古代家族的団結が強化されてゆくのである。

四. 結び、私見を述ぶ

以上のべてきたように、日本の古代社会には、ヨーロッパの古代に発達したような奴隷制度が成立しなかつたにもかかわらず、何故に、総体的奴隷制とか、国有奴隷制とか、あるいは家父長的家族奴隷制などというような概念規定をせねばならないかを怪しむものである。

また古代日本では、奴隷制が発達せずして、部民制が発達した。外国のすすんだ文化や生産技術を摂取し、それを育成し、後世につたえる方法としての部民制、とくに朝廷との関係で職掌的な部民制（各氏族の内部にも同じ制度が発達したようだ）が採用され発達したということには、それ相当の政治史的事情、文化史的事情、社会経済史的事情があつたと考えられる。政治史的事情とは、比較的、この列島内における同一民族内部での闘争が主であつて、異人種、異民族の捕虜が少なかつたことがあげられる。文化史的事情とは、北朝鮮や中国の文化が、日本よりもすすんでいたもので、むしろ朝鮮人や中国人を、捕虜でも帰化人でも、尊重したので、その文化や技能を尊重するところから、職掌的な部民制に組織だて、わが国の文化の向上、生産技術の進歩のために貢献せしめられたのである。彼らの進んだ文化を尊重し、あこがれるが故に、奴隷制を発達せしめず、部民制を発達せしめたのである。経済社会史的事情としては²⁷⁾、すでに指摘されているように、商業、商品生産、貿易の未発達という事情が、ヨーロッパにみられたような奴隷労働を発展せしめなかつたのである。

日本や朝鮮の歴史の発展のなかで、奴隷制を発展せしめず、部民制を発展せしめたということは、特色のあることであつて、それはそれとして、歴史的発展概念にて把握すべきものである。西洋におけるような奴隷制の発達が、社会の基本的な発展法則であるかのように考える考え方そのものに反省すべきものがあると思う。一般に東洋の歴史をみるときに、古代が奴隷制で、中世が農奴制で、近代が賃労働制だという西洋史中心史観は、かならずしも妥当ではない。近代でも、南部アメリカでは、奴隷制によつて農業生産を維持したのであつて、それ故に古代社会だとはいえない。生産力の発展が、歴史を動かす基本的な一要因であることはみとめるとしても、がんらい如何なる歴史的社会も、政治史的条件 (Force) 文化史的条件 (Influence) 社会経済史的条件 (Motive)

の相互媒介によつて成立し発展するものであることを考えるならば²⁸⁾、奴隸制を發展せしめず、部民制、ことに職掌的な部民制を發展せしめたことにも、歴史の發展の法則が存するものと考えざるをえない。階級対立の歴史のなかに、時代の進むとともに、次に新しい階級の支配が歴史の進行の方向であるとはかぎらず、歴史の事実においては、この対立と内乱から、その社会が完全に崩壊し去つていることも多いのである。かかる歴史認識の問題は、今日の政治にもつながる問題であることをおもい、大方の叱正を期待して擱筆する次第である。

- 註 1) 藤間生大：日本奴隸制社会についての研究ノート
 2) 松本新八郎：中世末期における社会的変動
 3) 安良城盛昭：太閤檢地の歴史的前提
 4) 松本新八郎：世界史の基本法則
 5) 椽川一朗：農奴制の成立と農奴身分の問題
 6) 林屋辰三郎：律令制より荘園制へ
 7) 坂本太郎：大化改新の研究 119頁
 8) 門脇禎二：ミヤケの史的位罫
 9) 竹内理三：古代前期の社会と政治
 10) 太田亮：日本上代における社会組織の研究
 11) 津田左右吉：日本上代史の研究 35頁
 12) 井上光貞：部民史論
 13) 川上多助：部の研究（日本古代社会史の研究18頁）
 14) 滝川政次郎：奴隸賤民論
 15) 渡部義通：古代社会の構造
 16) 藤間生大：日本奴隸制社会についての研究
 17) 北山茂夫：大化の改新と律令体制
 18) 藤間生大：前掲論文
 19) 和辻哲郎：人倫的国家の理想とその伝統（岩波倫理学）
 有賀長雄：大日本史 上巻 593頁
 20) 横山由清：小中村靖矩著・食貨志略
 21) 竹越与三郎：日本経済史 第一巻
 22) 滝川政次郎：前掲論文
 23) 林屋辰三郎：前掲論文
 24) 藤間生大：階級社会成立についての研究ノート
 25) 藤間生大：日本古代国家 333頁
 26) 石母田正：中世的世界の形成（奴婢について）
 27) 中村吉治：日本経済史概説 113頁
 藤谷俊雄：奴隸制と日本古代社会
 28) 石沢澈：歴史学概論（歴史学研究法）参照